

東京都「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」 の検証機関として正式登録

株式会社損害保険ジャパンの関連会社でリスクコンサルティング業務を行う株式会社損保ジャパン・リスクマネジメント(以下「損保ジャパン・リスク」、社長:瀬尾 隆史)は、2010年3月8日付で、「東京都温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」の検証機関(登録番号28 特定ガス・基準量検証区分)として登録されました。3月18日より検証機関業務を開始します。

1. 背景

2008年6月に改正された東京都環境確保条例により、2010年4月から、都内の大規模事業所に、温室効果ガス排出総量削減義務が課されることになりました。本制度の対象となる大規模事業所は、2010～2014年度を通じて、各事業所が過去の排出量実績に基づき算定した温室効果ガス基準排出量(※1)に対し6～8%の削減が必要になります。また、本制度では、この温室効果ガス排出量の正確性・信頼性を確保するために第三者による検証を義務付けており、検証業務を行うことができるのは、東京都が登録を認めた検証機関に限定されています。

損保ジャパン・リスクは、デューデリジェンス業務を通じて蓄積してきた建築物調査のノウハウ、およびCASBEE認証業務(※2)や省エネ法に基づく登録建築物調査業務(※3)等の環境負荷削減の知見を活かし、登録検証機関として検証業務を実施することで、低炭素型社会への早期実現と地球環境保全に寄与します。

※1: 事業所の2002～2007年の排出量実績より、事業所が任意に選んだ連続する3年間の排出量平均値

※2: 2009年7月より業務開始

※3: 2009年8月より業務開始

2. 検証機関業務の概要

<1>業務内容

(1) 東京都環境確保条例に基づく特定温室効果ガス排出量算定報告書に関する検証業務

(基準排出量および年度排出量の検証内容)

- ① 対象事業所範囲の特定(エネルギー管理の連動性、隣接・近接建物等の範囲検証)
- ② 排出活動・燃料等使用量監視点の特定(燃料、電気、熱の監視点検証)
- ③ 燃料等使用量の把握(計量器・購買伝票等の突合せ検証)
- ④ 温室効果ガス排出量および原油換算エネルギー消費量の算定
- ⑤ 温室効果ガス排出量算定に係るその他の方法(再生可能エネルギーの算定検証)

(2) 検証結果報告

申請者への検証結果報告書の発行(特定温室効果ガス排出量算定が東京都の算定ガイドラインに適合している場合)

<2>料金

(1)基準排出量検証:1 事業所あたり約50万円(税抜)

(2)年度排出量検証:1 事業所あたり約20万円(税抜)

(注) 燃料等使用量監視点数に応じて異なります。

<3>期間

現地審査から申請者への検証結果報告書の発行まで、検証業務申し込み後1.5ヶ月程度で行ないます。

3. 2010年度受注目標

年間30件、2,000万円の受注を目指します。

4. 今後の展開

損保ジャパン・リスクは、今回登録を受けた「基準排出量および年度排出量」の検証区分以外にも「都内中小事業所の削減量」や「削減義務率軽減のためのトップレベル事業所認定」の検証区分への業務展開を目指します。また、本制度以外にも CASBEE 認証業務および省エネ法に基づく登録建築物調査業務を始めており、省エネや省資源・リサイクル性能といった不動産の環境負荷削減の側面より、環境配慮型不動産ソリューションの総合的なサービスを展開していきます。

以上